適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印`;																			[1/	/2]
令和	年	月	目	申	住 所 (法 / 本 · 主 た の 〕	又の店る事	場 合 又 事 務 在	所 € は	(〒 7 :	の場合。 県萩 で	のみ公ま 5 大字	きされま - 江向			(電話	番号	0837	<u> </u>	23	_	338	8)
				請	納	税	i ナ)	地	(〒 75 山口県 2ヴィ オノヤヨ	果萩市 オラ	大字	江向	342番		(電話	番号	0837	<u>, </u>	23	_	338	8)
				者	氏 名 () (法)	リガ	i ナ)	称		弥生	E											
		書に記	署長殿		代表	人	氏 番	名 号	 	書発行	丁事業	者登	 録簿に		 され・		しもに	、 国	 税庁	ホー	ムペー	
1 2 な ま	法人(お、上 た、常	の氏名 人格の 記1 漢字	ない社 び2の 等を使	団等をほか、用して	を除く。 登録番 て公表し 求書発	号及で ますの	が登録年 つで、申	F月 ∃請	日が公 書に記	表さ	れま [*] た文 [*]	す。 字と 2	き表さ	れるゞ								
令	平成28 ※ 当 より 和5年	3年法律 該申請 令和 5 月	非第15 青書は 年9 51日(号) 、所 ² 月 30 特定:	第 第	の規 等の- こ提 	さによ 一部を し こより こより 記	る正の一親	女正後 Eする です。 事業	の消 法律 a 者と	費税(平なる)	法第成28	57条 年法	の 2 律第	第 2 15 号	項の) 附	規定則第	によ 44条	、り 申 ← 第 1	目請し項 ∅	ンます) 規力	- : : : :
事	業	者	X	分	この : ※ 次	申請書:	を提出す を提出す 最要件の る」欄も	トるF ✓ 確認	時点に 記 課 ^図	おいて 税事 e 記載	. 、該 業者 して ⁽	くださ	い。ま	きた、負	免税事	免利業者	説事業 に該当	美者 する	場合			
判定に合いています。	こより 令和 5。 申請書を ったこ	月31日 課税事業 年6月3 : 提出つその とな、	養者とな 0日) す ることな を困難な	なる場 まででき な事情		I V THE I	UNI C) PL #	<i>x C C</i>	<i>. 12 G</i>	V - (F	+ 0 \	73 印2年	у, У	₹ % €	- 中生 p心	\	· v · o	<i>,</i> , ,			
税	理	士	署	名	税理:		長谷	川会	会計						(電話	番号	082		27:	2 –	586	8)
※税務署	整理番号				部門 番号		申請番号	青 年 	月日		₹元	年口済	月	確認	個人看		日 年 -ド/通	月		日認	3	
9処理欄		処 理番 号	Т	年 —— 	月 ——— ———	目 	確認		1 1		を記 一 一	□ # □ #		書類	その作	н (

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 小野 弥生										
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免税	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	法律									
事	個人番号										
業	事生年月日(個業人事業年度	Ħ									
者	(本) 人) 又は設立 年月日 (内) 年月日(法人) 年月日	日 ——— 円									
の	容	1									
確		日3月31日									
認	ようとする事業者 令和 年 月	日									
登録要	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ ν の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	ハえ									
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して はい 口 はい 口 います。	ハえ									
参											
考											
事											
項											